



企業立地の決定について お知らせします

本市では、市内外の企業を対象に、地域経済の活性化や雇用の創出が見込まれる製造工場、物流施設等の市内への立地や拡充等の支援により経済基盤の強化に取り組んでいます。本市の企業用地の確保に関する支援制度や補助制度の活用により、次のとおり企業立地が決定しましたので、お知らせします。

1 企業用地の確保に関する支援制度の活用

(1) 開発区域

東区西大寺門前、西大寺五明地区(新産業ゾーン東側)

(2) 開発事業者

株式会社荒木組

(3) 活用する支援制度

【市街化調整区域での開発許可の手法】

・産業拠点周辺の市街化調整区域における開発許可の緩和制度として

『産業振興型地区計画』を活用

活用実績：開発許可の緩和…2件目(うち地区計画は初事例)

【農用地区域からの除外及び農地転用許可の手法】

・地域未来投資促進法に基づく支援措置を活用

活用実績：11社(今回の7社を含む)

(4) 立地予定企業

全7社〔下記4社は公表可能企業〕

- | | |
|------------------------|----------|
| ① 株式会社精密スプリング製作所(中区桑野) | …工場の新設 |
| ② アクアス株式会社(東京都品川区) | …工場の新設 |
| ③ 株式会社サンナン(東区邑久郷) | …工場の新設 |
| ④ カーツ株式会社(東区西大寺五明) | …研究施設の新設 |

※ 詳細は別紙1・2をご確認ください

※ 産業拠点周辺の市街化調整区域における開発許可の緩和制度、地域未来投資促進法の支援措置の詳細は、参考資料のパンフレットをご確認ください。

2 補助制度の活用

(1)株式会社宮原製作所

工場の新設 …企業立地促進奨励金

※詳細は別紙3をご確認ください

【問い合わせ先】

岡山市 産業振興課 高村 天野 直通086-803-1328 内線4513

【別紙1】新産業ゾーン東側における開発の概要



令和8年9月28日
産業振興課

事業概要

【概要】新産業ゾーン(東区西大寺豊地区)の東側において、民間主導の企業団地の造成を行政が支援

【開発区域】東区西大寺門前、西大寺五明地区

【開発事業者】株式会社荒木組

【面積】約6.5ha

【土地利用の手法】

・開発許可の手法：産業拠点周辺の市街化調整区域における開発許可の緩和制度として『産業振興型地区計画』を活用

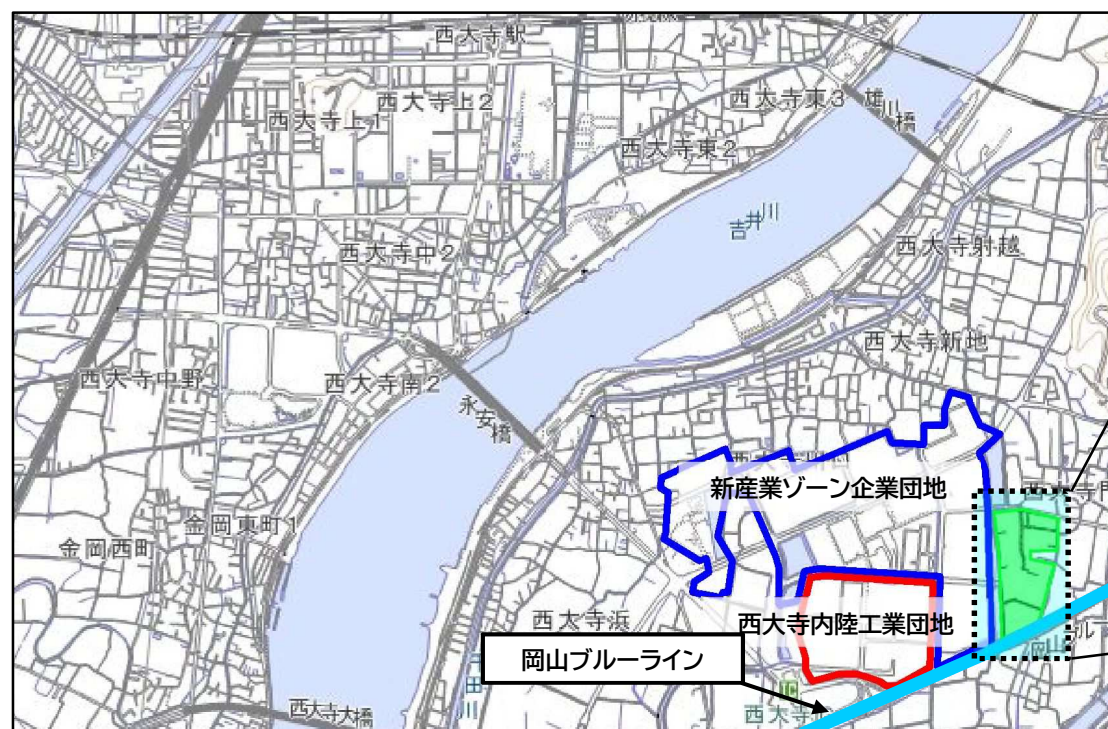
活用実績：開発許可の緩和…2件目(うち地区計画は初事例)

・農用地区域からの除外・農地転用許可の手法：地域未来投資促進法に基づく支援措置を活用

活用実績：11社(今回の7社を含む)

【立地予定企業】7社(令和11年度以降に操業開始予定)

位置図



① 株式会社精密スプリング製作所

・工場の新設

- | | |
|------------|--|
| (1) 建設経緯 | 新技術に特化した部品の生産を中心とした、新たな製品の製造ラインを構築するとともに、既存工場の製品置場を新工場に移設し、効率的な製品管理・輸送体制を確立することで、生産性の向上を図るため、既存工場の近接地に新工場を建設するもの |
| (2) 名称 | 株式会社精密スプリング製作所 新工場(仮) |
| (3) 建設概要 | 敷地面積 8,264.56㎡
建築面積 1,878.60㎡ 延床面積 2,503.86㎡ 鉄骨造2階建 |
| (4) 事業開始日 | 令和11年10月(予定) |
| (5) 新規雇用者数 | 15名採用(予定) |

<企業概要>

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 本社所在地 | 岡山市中区桑野708番地5 |
| (2) 代表者 | 代表取締役 濱田 忠義 |
| (3) 設立年月 | 昭和25年8月 |
| (4) 資本金 | 1,000万円 |
| (5) 売上高 | 非公表 |
| (6) 従業員数 | 89名(令和8年8月時点) |
| (7) 主な事業 | 金属製スプリング等の製造 |

② アクアス株式会社

・工場の新設

- | | |
|------------|--|
| (1) 建設経緯 | 水処理薬品等の需要拡大に伴い、生産・物流能力の向上及びBCP(事業継続計画)の強化を図るため、岡山市の優れた交通の広域拠点性を生かして、西日本地域に向けた新たな生産拠点及び物流拠点として製造工場を建設するもの |
| (2) 名称 | アクアス株式会社 新工場(仮) |
| (3) 建設概要 | 敷地面積 9,951.15㎡
建築面積 2,943.00㎡ 延床面積 4,370.00㎡ 鉄骨造2階建 |
| (4) 事業開始日 | 令和12年度(予定) |
| (5) 新規雇用者数 | 19名採用(予定) |

<企業概要>

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 本社所在地 | 東京都品川区北品川5-5-15 大崎ブライトコア |
| (2) 代表者 | 代表取締役 山田峰朗 |
| (3) 設立年月 | 昭和33年10月 |
| (4) 資本金 | 37,500万円 |
| (5) 売上高 | 168億6千万円(令和8年3月時点) |
| (6) 従業員数 | 456名(令和8年8月時点) |
| (7) 主な事業 | 水処理薬品等の製造 |

③ 株式会社サンナン

・工場の新設

- | | |
|------------|---|
| (1) 建設経緯 | 現在の生産体制では、製造エリアの不足や製品重量に対する物理的な制約があるため、十分な製造エリアを確保するとともに、大型製品及び高付加価値製品の製造などの事業領域の拡大や受注量増加に対応するため、新工場を建設するもの |
| (2) 名称 | 株式会社サンナン 新工場(仮) |
| (3) 建設概要 | 敷地面積 5,950.98㎡
建築面積 1,245.00㎡ 鉄骨造平屋建 |
| (4) 事業開始日 | 令和11年10月(予定) |
| (5) 新規雇用者数 | 3名採用(予定) |

<企業概要>

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 本社所在地 | 岡山市東区邑久郷2495番地7 |
| (2) 代表者 | 代表取締役 植村 伸一 |
| (3) 設立年月 | 昭和44年11月 |
| (4) 資本金 | 1,000万円 |
| (5) 売上高 | 5億3,900万円(令和8年2月時点) |
| (6) 従業員数 | 19名(令和8年8月時点) |
| (7) 主な事業 | 食品製造機械等の製造 |

④ カーツ株式会社

・研究施設の新設

- | | |
|------------|---|
| (1) 建設経緯 | 付加価値の高い魅力的な商品の開発を行うため、主力製品の刈払機に搭載する小型エンジンの耐久性試験を行う実験棟、雑草の伐採や芝刈りなどを行う草地場・人工芝を備えた研究施設を既存工場が立地する産業拠点周辺に新たに建設するもの |
| (2) 名称 | カーツ株式会社 研究施設(仮) |
| (3) 建設概要 | 敷地面積 8,146.15㎡
建築面積 300.00㎡ 延べ床面積 450.00㎡ 鉄骨造2階建 |
| (4) 事業開始日 | 令和11年度(予定) |
| (5) 新規雇用者数 | 6名採用(予定) |

<企業概要>

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| (1) 本社所在地 | 岡山市東区西大寺五明387番地1 |
| (2) 代表者 | 代表取締役 勝矢 雅一 |
| (3) 設立年月 | 大正11年7月 |
| (4) 資本金 | 1億円 |
| (5) 売上高 | 49億5,601万円(令和7年6月時点) |
| (6) 従業員数 | 101名(令和8年8月時点) |
| (7) 主な事業 | ドローン(UAV/無人航空機)用の国産小型エンジンの企画・開発・設計・製造 |

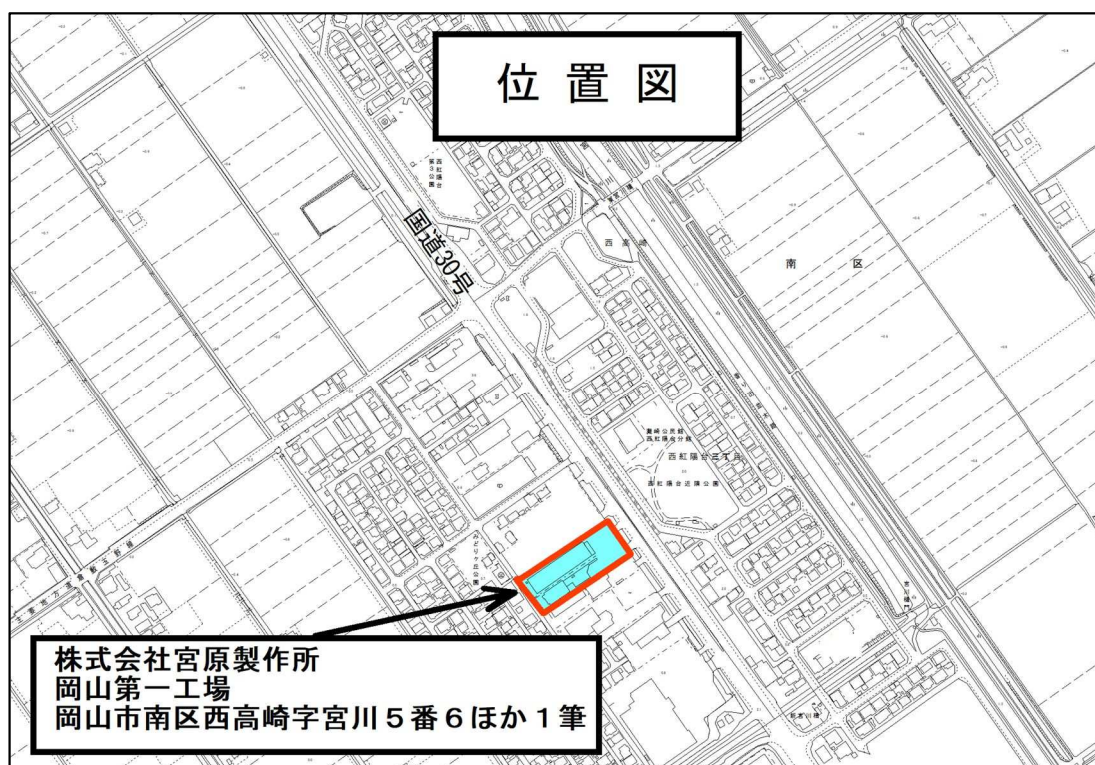
株式会社宮原製作所

・工場の新設…岡山市企業立地促進奨励金

- | | |
|------------|---|
| (1) 建設経緯 | 国が掲げる船舶建造能力の増強要請に応え、製缶・溶接体制を抜本的に強化して旺盛な需要を確実に取り込むため、水島港と本社を結ぶ導線上の岡山市に新工場を設置し、輸入品の開梱・検査体制も併せて整え、サプライチェーンの効率化を図るもの。 |
| (2) 名称 | 株式会社宮原製作所 岡山第一工場 |
| (3) 建設場所 | 岡山市南区西高崎5番6 ほか1筆 |
| (4) 建設概要 | 敷地面積 3,867.57㎡
建築面積 1,373.32㎡ 鉄骨造平屋建 |
| (5) 事業開始日 | 令和9年3月(予定) |
| (6) 新規雇用者数 | 4名採用(予定) |

<企業概要>

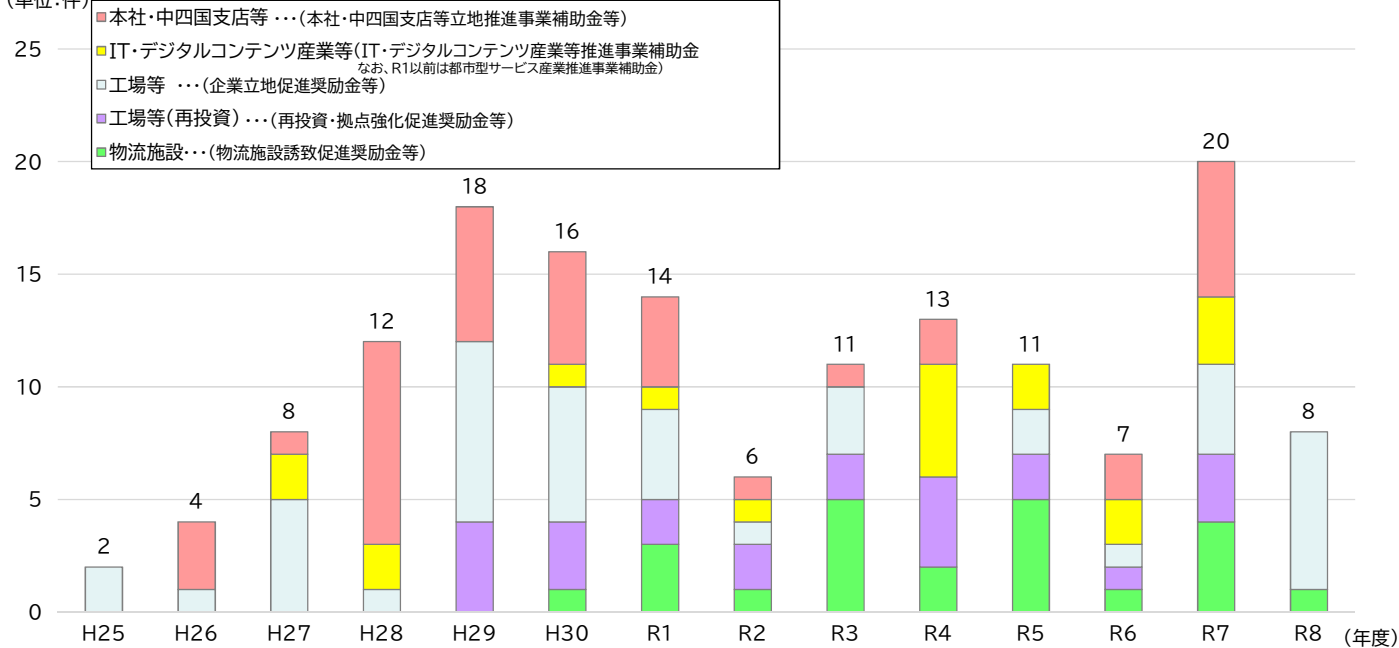
- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 本社所在地 | 岡山県玉野市宇野四丁目17番1号 |
| (2) 代表者 | 代表取締役社長 宮原 浩光 |
| (3) 設立年月 | 昭和14年2月21日 |
| (4) 資本金 | 5,542万5千円 |
| (5) 売上高 | 65億7,608万円(令和7年11月時点) |
| (6) 従業員数 | 114名(令和8年6月時点) |
| (7) 主な事業 | 大型船舶に搭載されるディーゼルエンジン部品製造等 |



企業立地件数の推移

令和8年9月28日
産 業 振 興 課

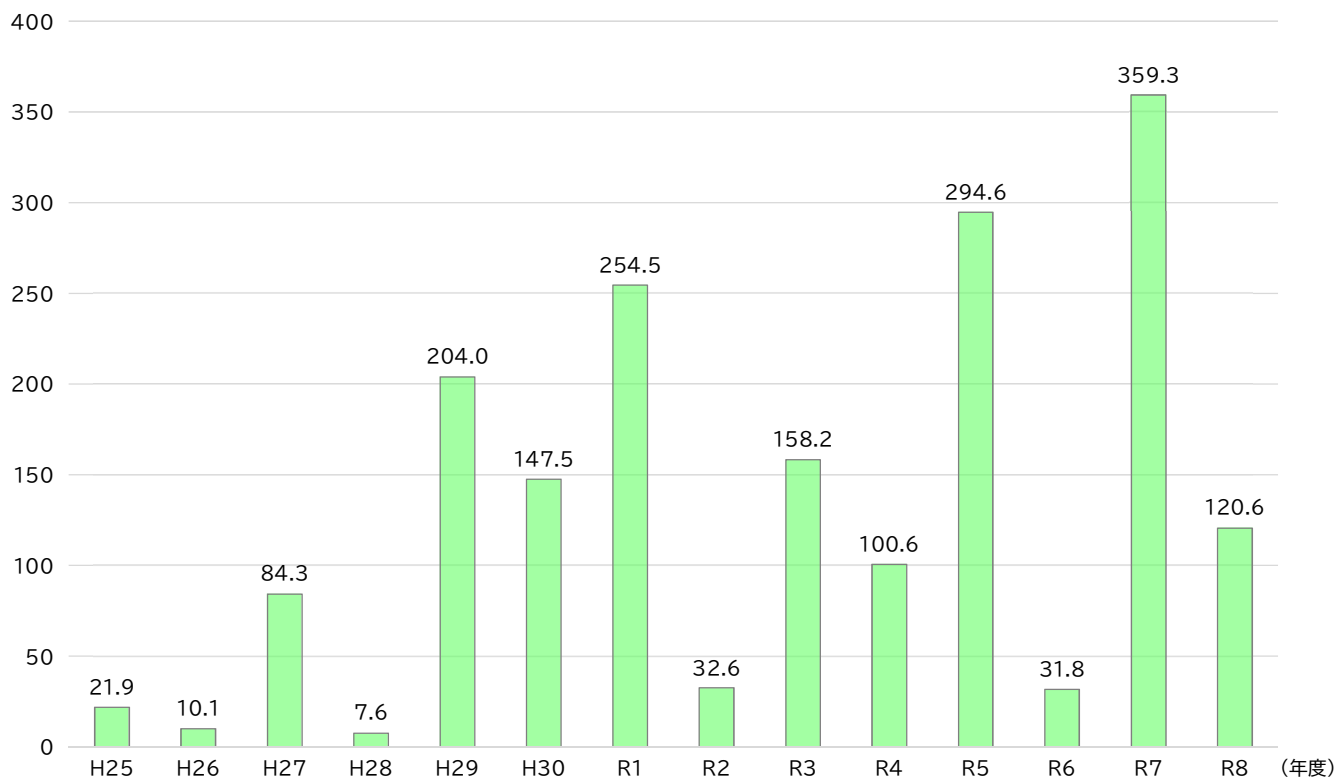
(単位:件)

H25～R8年度の合計 **150件** (R8.9.28時点)

投資額の推移

令和8年9月28日
産 業 振 興 課

(単位:億円)

H25～R8年度の合計 **1,827億円**

【参考】

工場・物流施設等の立地を検討されている方へ

R7.4.1現在

企業用地に関する開発許可を緩和しました

岡山市では、企業用地の確保に向けて『岡山市企業用地の確保に関する運用方針』（以下、『方針』）を令和6年11月に策定しました。この方針に基づいて、市街化調整区域での開発許可制度の弾力的な運用を実施し、**産業拠点周辺での工場や物流施設等の立地を推進します。**



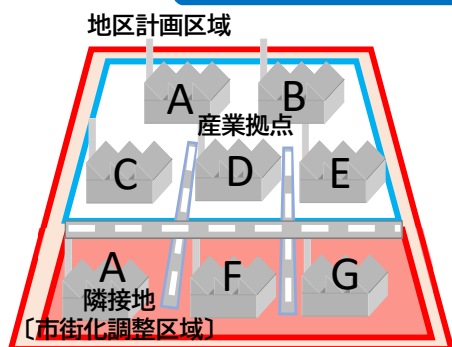
HPから方針や各開発許可制度の詳細にアクセス可能です。

産業拠点周辺での開発許可の緩和制度

*対象は市内の11カ所の産業拠点です。詳しくは、方針P16-20をご覧ください。

① 産業振興型地区計画の対象区域に「産業拠点の周辺」を追加

都市計画法第34条第10号



産業振興型地区計画の対象区域について、**高速IC周辺・物流軸沿線**に加え、**産業拠点の周辺**を追加

- 複数の企業による開発を想定
- ・既存工場の拡張や、市内外からの新設が可能

主な要件

- 既存産業拠点区域に隣接する区域であること
- 新たに整備される区域の面積は0.5ha以上
- 新たに定める地区計画の区域に、既存の産業拠点の区域が全て含まれること

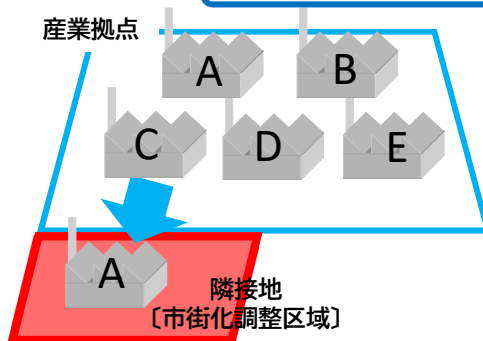
対象施設

- ① 製造業の工場・研究施設・事務所
- ② 物流施設

* 詳しい要件・対象施設は、「岡山市市街化調整区域の地区計画運用指針」をご覧ください。

② 産業拠点の既存工場等の拡張に関する緩和制度を新設

都市計画法第34条第14号



産業拠点の**既存工場等**が当該拠点の**隣接地**に**拡張**する開発行為を可能とする許可制度を新設

- 既に産業拠点内で操業している工場等の拡張に限って許可

主な要件

- 既存産業拠点区域に隣接する区域であること
- 敷地面積は3ha以下
- 計画用地で実施する事業が高い付加価値を創出すること

対象施設

- ① 製造業の工場・研究施設・事務所
- ② 物流施設

* 詳しい要件・対象施設は、方針P15および「開発審査会案件運用基準」をご覧ください。

問い合わせ

【企業立地の制度に関すること】 岡山市産業振興課企業立地推進係 TEL 086-803-1328
 【開発許可に関すること】 岡山市開発指導課開発審査係 TEL 086-803-1452
 【地区計画に関すること】 岡山市都市計画課土地利用係 TEL 086-803-1372

地域未来投資促進法

土地に関する支援制度のご案内

事業者向け

地域経済の成長発展の基盤整備を図るため、**地域の特性**を生かして、**高い付加価値**を創出し、地域への相当の**経済的効果**を及ぼす「地域経済牽引事業」を実施する事業者へのさまざまな支援を行っています。

地域経済牽引事業の承認要件

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の承認は、岡山県知事が行います。詳しくはHPをご覧ください。



岡山県HP

要件1 「地域の特性」を活用すること（①～⑩のいずれか）

- ① 自動車、医療・福祉機器、航空機、新素材等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 繊維衣服、耐火物、ステンレス加工、CLT等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 岡山後楽園、倉敷美観地区、蒜山高原等の観光資源を活用した観光分野
- ④ 桃、和牛肉等の特産物を活用した農林水産・地域商社分野
- ⑤ 大学等のIT人材を活用したデジタル分野
- ⑥ 地域づくりの知見を活用したスポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑦ 医療、教育等の専門人材を活用したヘルスケア・教育サービス分野
- ⑧ 広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した農林水産・地域商社分野
- ⑨ 広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した物流分野
- ⑩ 豊富な森林資源や長い日照時間等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野

要件2 高い付加価値を創出すること

○ 付加価値※増加分：5,022万円超

※ 付加価値：売上高－費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）＋給与総額＋租税公課

要件3 地域の事業者に対し、いずれかの経済的効果が見込まれること

- 取引額：7%以上増加
○ 雇用者数：3%以上増加

- 売上：7%以上増加
○ 雇用者給与等支給額：4%以上増加

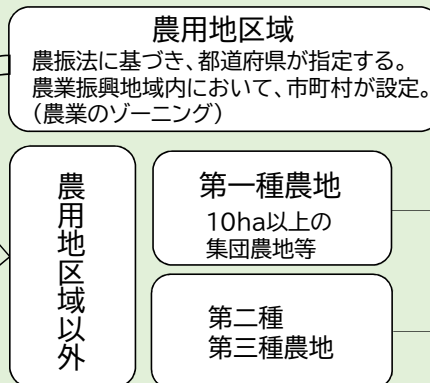
土地に関する支援制度

土地に関する支援制度として、**農地転用許可の配慮**と**市街化調整区域での開発許可に関する配慮**があります。支援を受けるにあたっては、**都道府県・市町村が定める基本計画**において**重点促進区域**を設定し、当該基本計画に基づき**市町村が土地利用調整計画を策定する必要があります**。

●農地転用許可等の手続きに関する配慮

- ・事業実施場所が**農用地区域**にあたる場合に、**農用地区域からの除外**ができます。（例外①）
- ・事業実施場所が**第一種農地**にあたる場合でも、**農地転用を許可**できます。（例外②）

例外①
地域経済牽引事業計画に基づき、土地利用調整区域において施設用地を整備される場合は、農用地区域から除外可能。



（農転許可の判断）

原則不許可

原則不許可

原則許可

例外②
地域経済牽引事業計画に基づき、土地利用調整区域において施設用地を整備される場合は、農地転用を許可できる。